

フィンランドにおける森林管理賦課金の成立と展開

○山本 伸幸(森林総研関西)

フィンランドの2系統の森林所有者共同組織¹⁾のうち、森林管理組合(metsänhoitoyhdistys:以下、MHY)は1907年に誕生し、森林所有者支援組織としてすでに1世紀の歴史を刻む²⁾。1930年代初頭から政府補助金の後押しで活動を軌道に乗せたMHYだが、併存する公益私益の二面的性格は当時から問題を孕んでいた。それに対応する最初の大きな動きは、島田が日本へと紹介した1930年代後半のMHY改革論議である。改革案では新たに森林所有者への賦課金を創設し、それまでの補助金から換えることを骨子の一つとしたが、実現には至らなかった³⁾。

戦後、1950年森林管理組合法成立によって森林管理賦課金(metsänhoitomaksu)が実現する。これは立木価格と森林所有面積を基準に賦課金を強制的に森林所有者に課し、それを主な原資としてMHYの所有者サービスを行うものである。以後、MHYへの補助金は打ち切られるが、図に示すとおり、その後一貫して森林管理賦課金はMHYの財政面の支えとなる。一方、1970年代以降、原木調達目的で森林所有者サービス強化を図る林産企業を急先鋒としてMHYの特権性への批判が繰り返される中、その象徴として森林管理賦課金が度々俎上に載せられた。

1990年代半ばの一連の森林関連法改革の際、森林管理組合法も1998年に改正された。本改正では森林管理賦課金については算出方法などが変更されたものの、批判の多い強制徴収の仕組みは議論の末に温存された。しかし、2011年に成立した中道左派のカタイネン政権は再度、森林管理組合法改正を課題に掲げており、その中で森林管理賦課金廃止は重要案件である。

本報告では、このように公益私益のはざまを揺れながら展開してきた森林管理賦課金制度について、その成立から現在までを論じる。

引用文献

1)山本伸幸「フィンランドにおける森林所有者共同組織の性格を巡って」林業経済研究 Vol.57-2,1-8 頁, 2011年, 2)Juhani Viitala "Metsänhoitoyhdistysten 100 vuotta : miljoonanihmisen metsäpalveli-jaksi" Tietosanama, 2006年, 3)島田錦藏『森林組合論』, 岩波書店, 80-82頁, 1941年

(連絡先:山本 伸幸 n.yamamoto@affrc.go.jp)

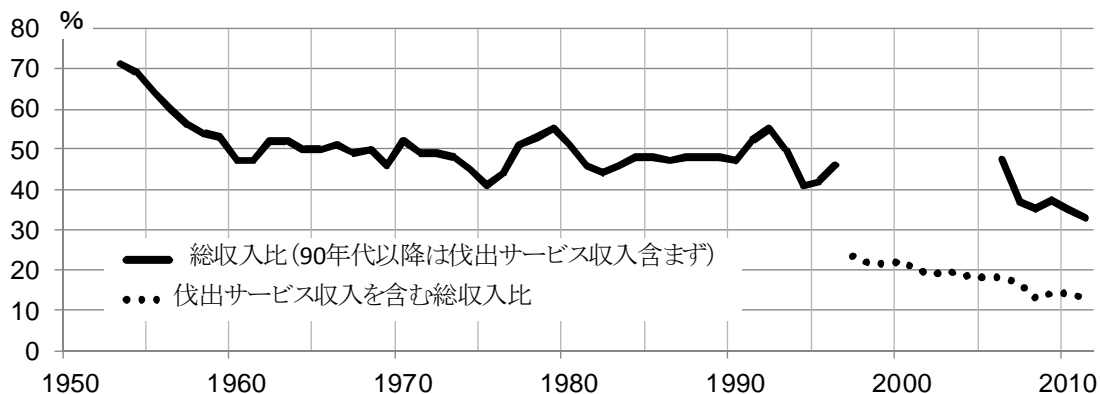


図 森林管理賦課金が森林管理組合の総収入に占める割合の推移 (全国値)

資料: Juhani Viitala(2006)、MTK 資料より作成